

葛城市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、葛城市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）

第11条第4項の規定に基づき、葛城市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、企画部長をもって充てる。
- 3 事務局員は、企画部企画政策課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事項。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、市において定められている公印の取扱いの例による。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年 月 日から施行する。

別表（第6条関係）

| 名 称 | 形 状 | 書 体 | 寸 法 | 用 途 | 個数 | 管理者 |
|---------------------|---|-----|----------------------|----------------------|----|------|
| 葛城市地域公共交通活性化協議会会長之印 | 印 協 共 葛 議 交 城 市 会 通 地 域 会 活 化 公 長 性 之 | てん書 | 方 2 4 ミ リメート ル | 会長名を もって発 する文書 | 1 | 事務局長 |